

## 告示

### 埼玉県告示第九百三十二号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）の一部を次のように改正する。

令和三年八月十日

埼玉県知事 大野 元裕

第一条中「第一項各号」の下に「及び第二項」を加える。

第二条各号列記以外の部分中「第一項第一号」の下に「及び第二項」を加え、「及び」を「並びに同条第一項第一号の」に改め、同条第一号ハ中「設置費」の下に「（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）」を加え、同号ハ中「避難所」を「法第四条第一項第一号の避難所」に、「すること」を「し、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること」に改める。

第七条第三号中「一月以内」を「三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）」に改める。

第十三条中「第一項各号」の下に「及び第二項」を加え、同条第一号イ中「被災者」の下に「（法第四条第二項の救助にあつては避難者）」を加える。

第十四条第一号イ(1)中「二万五千五百円」を「二万七千七百円」に改め、同号イ(3)中「一万五千五百円」を「一万五千六百円」に改め、同号イ(4)中「二万五千元」を「一万五千二百円」に改め、同号イ(6)中「二万五千三百円」を「二万五千六百円」に改め、同号イ(7)中「二万六千五百円」を「二万六千八百円」に改め、同号イ(8)中「二万六千四百円」を「二万七千三百円」に改める。